

2019年度  
保育士修学資金貸付の手引き

2019年4月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

## 目 次

1	事業の概要	1
2	申込み等の手続き	5
3	手続きに必要な提出書類	10
4	様式一覧	13
5	問い合わせ先	13
6	資料	
	(1) 埼玉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱	14
	(2) 返還猶予又は返還免除を受けることができる指定施設一覧	22
	(3) 各種様式	23

# 1 事業の概要

## (1) 目的

指定保育士養成施設（以下、「養成施設」という。）に在学し、保育士の資格取得を目指し、資格取得後に埼玉県内の保育所等で保育士業務に従事する意思を有する方に修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、県内の保育所等において質の高い保育士の養成・確保に資することを目的とします。

## (2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

## (3) 貸付対象・条件等

### ①貸付対象

以下の全ての条件に該当する方が対象です。

ア 2019年度に養成施設に在学している者

イ 埼玉県内(さいたま市を除く)に住所を有していること、または埼玉県内(さいたま市を除く)に所在する養成施設に在学していること

※さいたま市内に在住かつ、さいたま市の指定保育士養成施設に在学の方は、貸付対象ではありません。

ウ 保育士の資格を取得した後、5年以上（過疎地域で従事した場合、または中高年離職者の場合は3年以上）県内の保育所等の指定施設において保育士業務に従事する意思を有すること

エ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に本資金が必要と認められること

オ 他都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金または他制度の修学資金等を借受けていないこと

※他制度利用の場合については、別添「申請にあたっての留意点」を参照。

### ②貸付金等

下記の金額を上限として貸し付けます。

学 費 月額 50,000円（2年間を限度）

入学準備金 200,000円（初回の貸付時）

就職準備金 200,000円（卒業時）

生活費加算 生活保護法による保護の基準のうち、申請者の居住地、年齢区分の額に相当する額（1,000円未満切り捨て）

※生活費加算については、別添「申請にあたっての留意点」を参照。  
詳細はお問い合わせください。

③貸付利子は無利子です。

④貸付期間は在学中の2年間を限度とします。

⑤貸付には連帯保証人が必要です（貸付希望者が未成年の場合は法定代理人）。

※連帯保証人については、別添「申請にあたっての留意点」を参照。

⑥入学準備金は、原則として新入学生が対象となります。

⑦就職準備金は、働きながら修学している場合は貸付できません。

## (4) 貸付方法（申込み・決定）

修学資金は、県社協と貸付対象者との契約により貸し付けます。

### ①貸付の申込み

借受希望者は、申請書等申込みに必要な書類をすべて揃え、養成施設（学校）に提出してください。養成施設（学校）は、養成施設の長の推薦書を作成し、各申請書類とあわせて県社協あてに書類を提出してください。

※書類提出の際は別添「申請チェックリスト」で不足がないか必ず確認してください。

## ②貸付の審査・決定

県社協は申込内容（申請書類）を審査し、貸付の可否を決定後、借受希望者と養成施設あて通知します（7月上旬～中旬を予定）。

※申請から決定までは、提出書類の確認及び貸付審査を経て、1ヶ月後を目安に貸付決定通知もしくは不承認通知を養成施設あてに郵送します。ただし、申請件数や提出書類の状況（不備があった場合など）により遅くなる場合があります。

## （5）資金の交付

①貸付契約に基づき、学費（月額）は、4月、10月の年2回、指定口座に振り込みます（原則は前期6ヶ月分、後期6ヶ月分）。

※貸付初年度の交付時期は貸付決定後、8月、10月の2回を予定します。ただし、借用証書等の提出遅れや不備があった場合は異なります。

②入学準備金は、第1回の送金時に学費と併せて振り込みます。

③就職準備金は、学費とは別で卒業時（卒業年度の3月を予定）に振り込みます。

※最終学年時（卒業学年）の3月に「卒業見込報告書（様式第15号）」を養成施設より提出いただき、該当者の卒業見込み状況を確認します。

## （6）貸付契約の解除

県社協会長は、貸付の決定または交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

①養成施設を退学したとき

②修学生であることを辞退したとき

③心身等の故障等のため養成施設を卒業する見込みがなくなると認められるとき

④学業成績が著しく不良となったと認められるとき

⑤虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき

⑥その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

## （7）貸付の休止

貸付の決定または交付を受けている修学生が養成施設を休学し、または停学の処分を受けたときは貸付を休止します。

## （8）返還

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

①返還が始まる時

ア 退学等の理由により貸付契約が解除されたとき

イ 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき

ウ 県内の保育所等において保育士業務に従事しなかったとき

エ 県内において保育士業務に従事する意思がなくなったとき

オ 保育士業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事

できなくなったとき

- ②返還の期間は、学費の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間とします。
- ③返還事由が発生した翌月から、返還が開始します。
- ④正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年5%の割合で計算した延滞利子の支払い義務が生じます。

## (9) 返還の猶予

下記の場合は申請により返還が猶予できます。

- ①資金の貸付けを中止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ②県内において保育士業務に従事しているとき
- ③被災、傷病、心身の故障その他やむを得ない事由により資金の返還が困難であると認められるとき

※上記③の場合（猶予期間はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、保育業務等に従事したとはみなされません）

- ア) 指定施設に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
- イ) 出産・育児のため指定施設を退職し、出産後、指定施設等への再就職を希望する場合
- ウ) 養成施設卒業後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合
- エ) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得に限る）
- オ) 疾病・負傷等のため療養する必要がある、以下のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - ・ 指定施設等在職中の病気休職等を取得する場合
  - ・ 指定施設を退職し疾病・負傷等の治癒後に、指定施設への再就職を希望する場合
- カ) 養成施設を卒業した日から、1年以内に指定施設で保育士業務に従事する意思があり、求職中の場合
- キ) 就職先内定後、就職待機中の場合
- ク) 指定施設等において保育士業務等以外の職種に採用された場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合
- ケ) 指定施設等を退職し別の指定施設等への再就職を希望する場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合
- コ) 人事異動により、指定施設等での保育士業務等に従事できなくなったとき
- サ) その他該当する場合

## (10) 返還債務の免除

- ①申請より返還債務が免除となるとき

ア 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等の指定施設に就職し、5年間引き続き保育士業務に従事した場合（毎年度「業務従事届」の提出を求めます）。

※以下の場合も従事しているものとみなします。

- ①国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。
- ②東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合は、県及び当該被災県とする。
- ③過疎地域において、保育士業務に従事した場合、または中高年離職者（45才以上で離職して2年以内）にあつては、3年間引き続き、保育士業務に従事した場合。

※県内の過疎地勤務地(H31年4月時点)

秩父市（旧大滝村の区域）、小鹿野町、東秩父村、神川町（旧神泉村の区域）の4市町村

④従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

イ 保育士業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。

② 返還債務の一部が免除されるとき（審査があります）

ア 県内で保育士の業務に2年以上従事した場合

イ 死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき

#### (11) 届出の義務（届出が必要なとき）

①修学生（卒業後も準用）または連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に異動があったとき

②修学生が休学、復学、転学、退学したとき

③修学生が停学、退学の処分を受けたとき

④修学生が留年したとき

⑤修学生であることを辞退するとき

⑥死亡したとき

⑦保育士業務に従事したとき

⑧勤務先を変更したとき

⑨保育士業務に従事しなくなったとき

#### (12) 留意事項

①貸付の可否について

申請書類の審査を行います。審査の結果、貸付できない場合があります。

②卒業見込報告書の提出について

就職準備金は、保育士資格を取得し、県内の保育所等の指定施設に就職することを前提に、保育士業務の従事に必要な物品購入等に充てるための資金とし、卒業時に貸付ます。

※最終学年時（卒業年度）の「卒業見込み状況」を確認するため、養成施設から「卒業見込報告書（指定様式）」を提出いただきます。

③1年あたりの業務従事期間について

1年あたりの業務従事期間として必要な最低従事時間数は1,440時間以上とします。ただし週30時間以上勤務することを原則とします。

※業務の従事状況を確認するため、毎年度「業務従事届（指定様式）」を提出いただきます。

④併修連携校に通う方が保育士修学資金貸付を申請する場合について

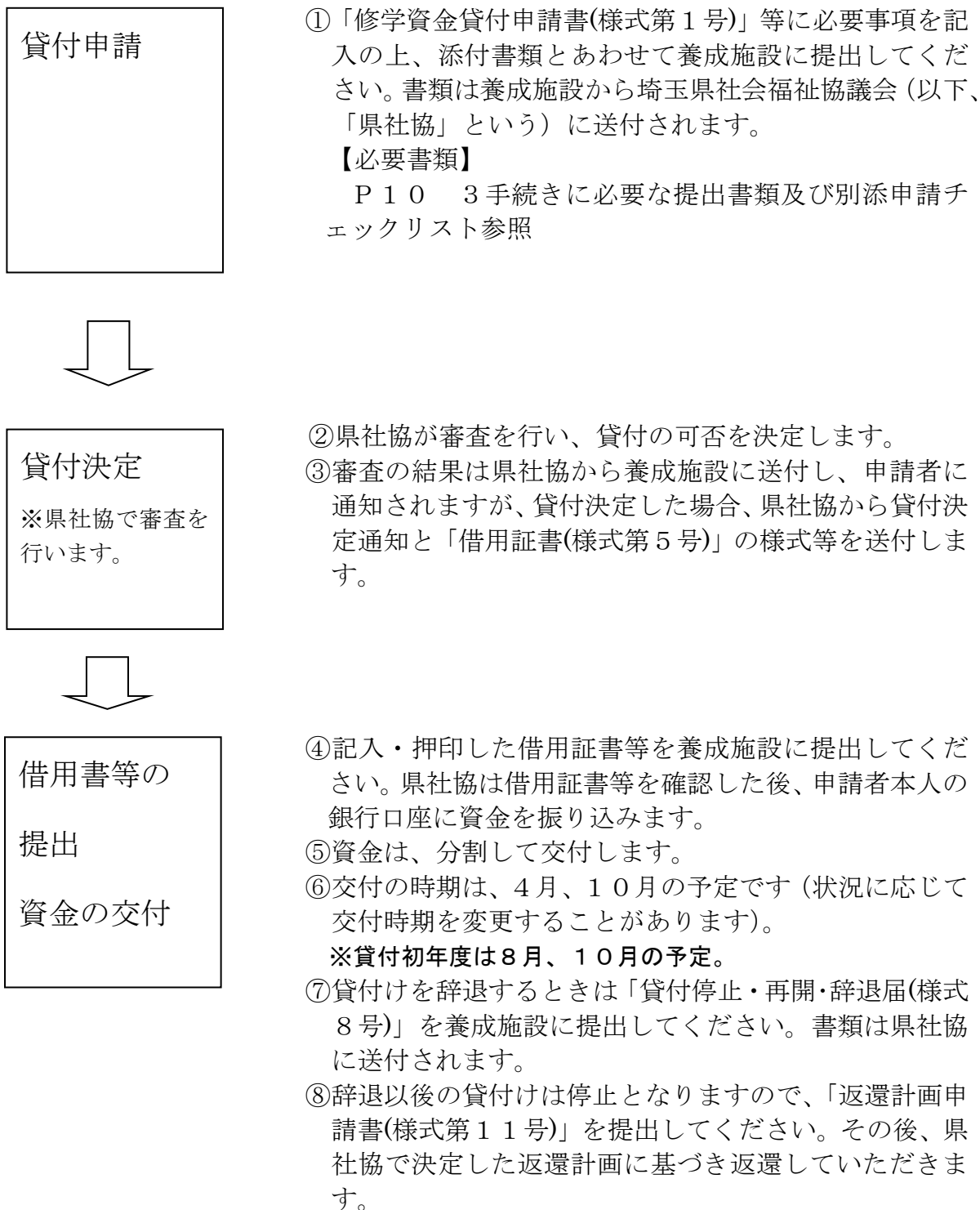
「別紙 併修システムによる保育士資格取得者の保育士修学資金貸付事務について」を参照してください。

⑤同意書の提出について

「申請書の記載事項が真実かつ正確であること」「記載した個人情報に関係者間で共有すること」「貸付は審査の結果、御希望に添えない場合がある」等、各事項に同意（署名・捺印）いただき、申請書とあわせて提出いただきます。

## 2 申込み等の手続き

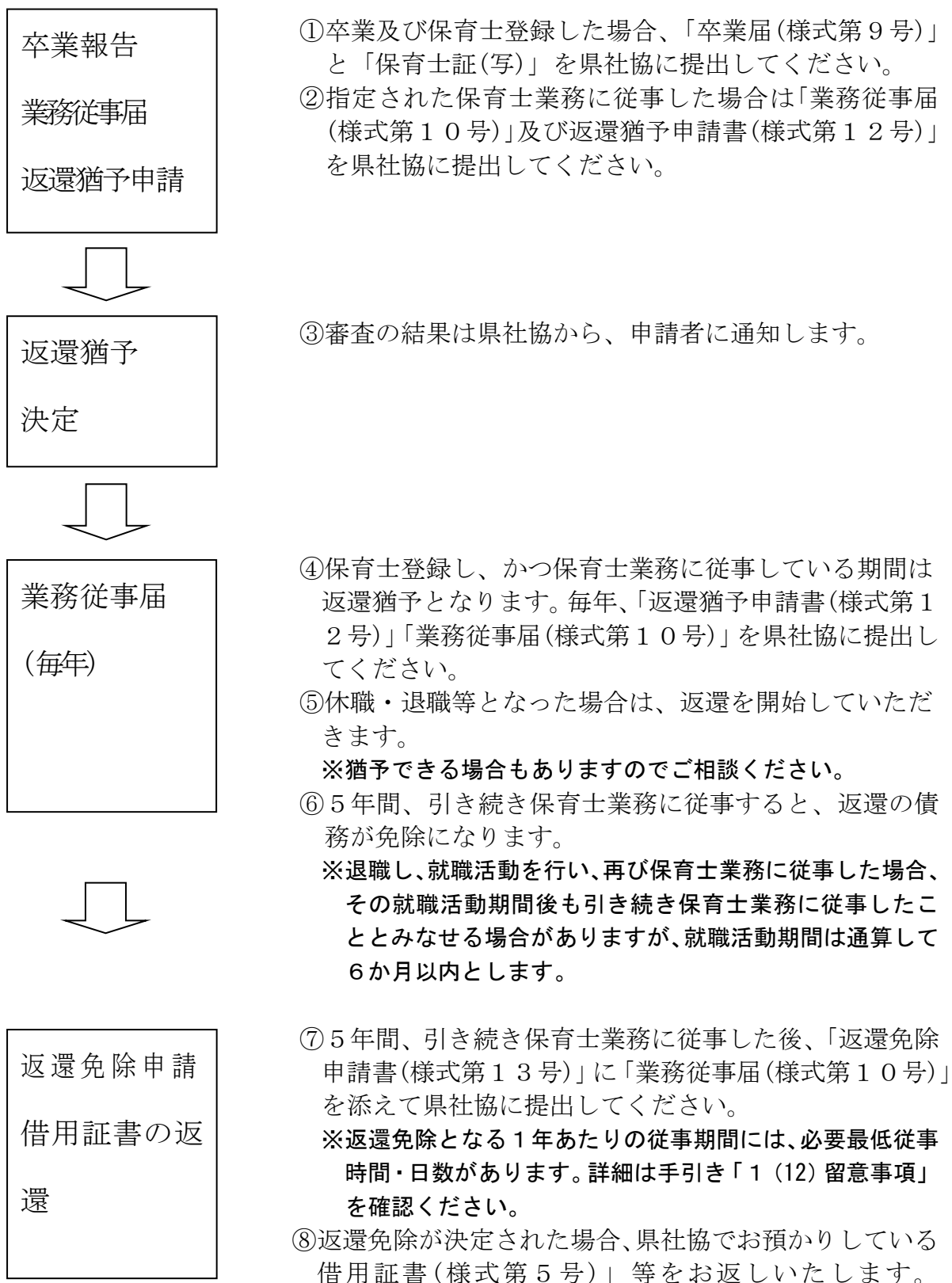
### (1) 貸付申込み手続き



## (2) 養成施設卒業後の手続き

### ○返還猶予の場合

養成施設を卒業し保育士登録した結果、貸付金を返還していただきますが、1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等の指定施設において保育士業務に従事した場合等には、返還が猶予されます。



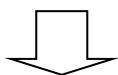


## ○返還の場合

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の資格登録をしなかった場合、または別表「返還猶予又は返還免除を受けることができる指定施設一覧」に定める施設等に就職しなかった場合等において、返還が生じた場合は、次の手続きが必要となります。

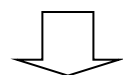
卒業報告  
返還計画申請

- ①卒業及び保育士資格登録をしなかった場合は、その旨を「卒業届(資格取得届)(様式第9号)」により報告してください。
- ②「返還計画申請書(様式第11号)」を県社協に提出してください。



貸付金の返還

- ③申請後、県社協より送付される納入通知書により、金融機関にて納入してください。
- ④納付期限日を過ぎた場合は年5%の延滞利子が加算されます。



借用証書の  
返還

- ⑤返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「借用証書(様式第5号)」等をお返しいたします。

### (3) その他の手続き

住所、氏名、勤務先等  
を変更した  
場合

①養成施設を卒業した後、住所や氏名等に変更があった場合は「異動届(様式第7号)」を県社協に提出してください。また、養成施設に在学中、住所氏名等に変更があった場合は、養成施設を経由して県社協に提出してください。

②勤務先を変更した場合は、それまで勤務していた施設等と新しく勤務することになった施設等のそれぞれの「業務従事届(様式第10号)」を県社協あてに提出してください。

※退職し、就職活動を行い、再び保育士業務に従事した場合、その就職活動期間後も引き続き保育士業務に従事したとみなせる場合がありますが、就職活動期間は通算して6か月以内とします。

貸付辞退を  
する場合

①退学、進路変更等により貸付けを辞退する場合は、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を養成施設に提出してください。

②「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を受理した後は、貸付けは中止となりますので、「返還計画申請書(様式第11号)」を養成施設に提出してください。書類は県社協に送付されます。

③なお、貸し付けた資金は県社協で決定した返還計画に基づき返還していただきます。

休学・停学等  
となった場合  
復学する場合

①休学・停学等となったときは、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を養成施設に提出してください。休学期間内は貸付けが停止となります。書類は県社協に送付されます。

②復学したときは、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」で復学の報告をしてください。届け出が提出された後、貸付けが再開されます。

死亡した場合

- ①修学生が在学中に死亡の場合は、連帯保証人が届出「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」及び「異動届(様式第7号)」を県社協あてに提出してください。なお、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」については養成施設の証明を受けてください。卒業後死亡した場合は、「異動届(様式第7号)」を県社協あてに提出してください。
- ②連帯保証人が死亡した場合は、「異動届(様式第7号)」を県社協あてに提出してください。なお、様式の新旧の連帯保証人の住所・氏名・勤務を必ず記入してください。

卒業見込の  
確認

- ①修学生の最終学年時(卒業年度)に、該当者の「卒業見込み状況」を確認させていただくため、養成施設から「卒業見込報告書(様式第15号)」を県社協に提出いただきます。  
該当者の卒業見込み(確定・不確定、留年)の内容を確認した後、県社協から就業準備金が振り込まれます。

### 3 手続きに必要な提出書類

〔在学中〕

#### (1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	書式	備考
貸付けを申請するとき	申請チェックリスト	別紙	個別の状況に応じ、左記以外の書類が必要となる場合があります。 貸付決定後に県社協が送付するもの ・貸付決定通知書 ・借用証書(様式第5号)
	貸付申請書	様式第1号	
	住民票(世帯全員)	市区町村が発行のもの	
	課税証明書・非課税証明書(収入額の記載があるもの)	市区町村が発行のもの	
	生活保護受給証明書(写)	市役所・福祉事務所発行のもの	
	誓約書	様式第2号	
	推薦書(養成校作成)	様式第3号	
	同意書	様式第16号	
入学時に45歳以上であって、離職して2年以上の方が申請するとき	離職日が確認できる書類	各書類のもの	雇用保険受給資格者証、離職票等
貸付決定後	借用証書	様式第5号	印鑑登録証明書は修学生・連帯保証人で各1枚提出
	修学資金振込口座申請書	様式第6号	
	印鑑登録証明書	市区町村が発行のもの	
複数年度にまたがる貸付けを受けるとき	在学届	様式第4号	年度が変わる度に養成施設が提出
卒業した時	卒業見込報告書	様式第15号	卒業年度に養成施設が提出

#### (2) 変更事項がある場合に提出するもの

変 更 事 項	提出書類名	書式	備考
修学生および保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村が発行のもの	
留年したとき			添付書類は県社協にお問合せください。
休学・転学・停学等したとき	貸付停止・再開・辞退届	様式第8号	貸付が停止されます。
復学したとき			貸付が再開されます。
退学したとき 貸付けを辞退するとき 貸付停止となったとき	貸付停止・再開・辞退届	様式第8号	納入通知書を送付します。金融機関から納付してください。
	返還計画申請書	様式第11号	
返還猶予を希望するとき (在学中・被災・心身の故障等)	返還猶予申請書	様式第12号	

死亡したとき	異動届	様式第7号	様式8は、修学生が在学中の場合は提出してください。
	貸付停止・再開・辞退届	様式第8号	
	除籍証明書 等	市区町村が発行のもの	

〔卒業後〕

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	書式	備考
卒業したとき	卒業届（資格取得届）	様式第9号	保育士資格登録をした場合は、保育士証(写)を添付してください。
返還するとき	返還計画申請書	様式第11号	申請後、県社協から「納入通知書」が送付されます。
	業務従事届	様式第10号	保育士業務に従事していた場合は添付してください
修学生および保証人の氏名・住所・連絡先等の変更	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村が発行のもの	
死亡したとき	異動届	様式第7号	連帯保証人の場合は、住所・氏名・勤務を必ず記入ください。
	除籍証明書 等	市区町村が発行のもの	

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類名	書式	備考
指定する保育士業務に従事したとき	業務従事届	様式第10号	1年ごとに提出してください。
	返還猶予申請書	様式第12号	
就職活動中の場合（卒業後1年以内）	返還猶予申請書	様式第12号	就職活動をしていることを確認できる書類を提出してください。
	求職活動証明書 等	各証明書のもの	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式第12号	
	医師の診断書 罹災証明書 等	各証明書のもの	

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの

事 項	提出書類名	書式	備考
返還免除要件に係る勤務を終えたとき	業務従事届	様式第10号	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	返還免除申請書	様式第13号	
期間を空けずに、業務従事先を変更したとき	異動届	様式第7号	旧勤務先と新勤務先、それぞれで証明してもらいます。
	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	様式第10号	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき	業務従事届	様式第10号	貸付期間以上、保育士業務に従事していると、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	返還計画申請書	様式第11号	
指定する保育士業務を退職し、就職活動後、再度保育士の業務に従事したとき	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	様式第10号	旧勤務先と新勤務先、それぞれで証明してもらいます。
	求職活動期間等申告書	様式第14号	
	求職活動証明書 等	各証明書のもの	

## 4 様式一覧

各種様式は、以下の県社協ホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.fukushi-saitama.or.jp/>

### 【各種様式】

名 称	様式番号
埼玉県保育士修学資金貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
推薦書	様式第3号
在学届	様式第4号
借用証書	様式第5号
修学資金振込口座申請書	様式第6号
異動届（住所・氏名・連帯保証人等）	様式第7号
貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式第8号
卒業届（資格取得届）	様式第9号
業務従事届	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
返還猶予申請書	様式第12号
返還免除申請書（別紙 返還免除業務従事状況報告書含む）	様式第13号
求職活動期間等申告書	様式第14号
卒業見込報告書	様式第15号
同意書	様式第16号
意見書	参考様式

## 5 問い合わせ先

この貸付事業については、以下にお問い合わせください。

○社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電 話 048-822-1192

FAX 048-822-1449